

平成29年度

優良家畜保留導入助成事業補助金

評価表

NO.

26

所管部課名	畜産課	担当者	宮路					
事務事業名	家畜導入支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱及び優良家畜保留導入助成事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	8,800 千円	千円	8,800 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	肉用牛の生産額		71.0億円	平成34年度				
成果指標②	優良家畜導入頭数		170頭／牛	平成34年度				
補助対象者	各地域和牛振興会及び養豚農家							
補助対象経費	生産素牛及び種豚の保留・導入に対する一部助成							
補助対象事業・活動の内容	薩摩中央家畜市場に上場する本市産子牛の評価を高めていくため、血統、体形や産肉性に優れた雌子牛等を地元に残すことで肉用牛など家畜の改良を促進していくもの。 肉用牛（生産素牛）：子牛展示品評会で秀賞以上の導入及び自家保留 豚：登録豚の導入							
	分類	□運営補助のみ	■事業補助のみ	□運営補助と事業補助の両方	□その他			
補助金額又は補助率	【生産素牛】	保留 スーパー200千円 秀賞 スーパー 70千円	その他 150千円 その他 50千円					
	【種豚】	10千円						
上記項目の積算方法								
補助を受ける過去3年の事業（団体）等の決算状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	74,477,000	88.5%	81,786,000	89.4%	93,666,000	90.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	74,477,000	88.5%	81,786,000	89.4%	93,666,000	90.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	9,700,000	11.5%	9,660,000	10.6%	10,410,000	10.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
	支出	（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	84,177,000	100.0%	91,446,000	100.0%	104,076,000	100.0%
		事業費	84,177,000	100.0%	91,446,000	100.0%	104,076,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	84,177,000	100.0%	91,446,000	100.0%	104,076,000	100.0%
		支出計/前年度支出計				108.6%		113.8%
		自己資金/前年度自己資金				109.8%		114.5%
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数		6	6	6			
	成果指標の推移①		57.5億円	70.3億円	71.0億円			
	成果指標の推移②		144頭	149頭	165頭			
特記すべき事項等	【今年度改善点】引き続き事業の積極的な推進を行いたい。 【前回評価】平成26年度「見直しの上で継続：拡大」 ・優秀な子牛が地元に残ることで、市場の評価が上がり農家の所得向上に繋がるので、当該事業を推進されたい。 ・「産業福祉」の観点からも畜産振興は重要と考える。 【前回評価への回答】優良雌牛の市内確保により現在も市場の評価は上がっており、今後とも積極的な事業推進を図りたい。 【事業のPR方法】事業説明会時に周知 【費用対効果】優良雌牛の市内確保が図られていることで、薩摩中央家畜市場の子牛価格は全国トップレベルである。（農家所得の向上） 【補助事業以外の事業】各種市単補助事業の補助団体として、農家の申請手続きの軽減に資する。 【その他】本市産子牛が薩摩中央家畜市場で高い評価を得ている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	畜産農家で構成された組織であり、本市の畜産振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	子牛展示品評会で優秀な評価を得た雌牛は高値で取引されるため、これを本市に残すとともに、肉用牛改良を推進するためには畜産農家の購入費用の一部を補助することが必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	薩摩中央市場の子牛セリ価格は全国トップレベルを堅持していることから、本市産子牛も高い評価を得ており、農家所得が向上している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助金交付要綱で定めた補助対象者である。和牛振興会が事業主体となることで、会員の事務手続きの軽減につながっている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	さつま町との整合性を図りつつ、情勢の変化に対応して補助単価の見直しを行っている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	全国の和牛産地に負けない産地を維持するためには、引き続き補助を続けていく必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	和牛振興会は各種補助金等に関し、農家を代表する事業主体として、各種肉用牛振興事業に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	優良雌牛は高値で取引されているため、これを本市に残し、肉用牛産地として維持・拡大するためには適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	子牛展示品評会で高い評価を得た優秀な雌牛（スーパー・保留・秀賞等）を対象にしている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈〈今後の改革の方向性〉〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈〈上記方向の理由〉〉 全国トップレベルの和牛産地を維持していくためには肉用牛の改良が必要であり、これを今後も円滑に推進するために当該事業は有効であることから現状のまま継続したい。 〈〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉〉	外部評価結果	〈〈視点別評価〉〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い 〈〈今後の改革の方向性〉〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈〈まとめ〉〉

優良家畜保留導入助成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる優良家畜保留導入助成事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金は、農業者の組織する団体又は本市に住所を有し市税等の滞納がない畜産農家に対して交付する。

2 優良家畜保留導入助成事業補助金に係る補助事業等は、優良家畜（生産素牛・種豚）の保留導入によるものであること。

(補助金の額)

第3条 優良家畜保留導入助成事業補助金の額は、予算で定める額以内とし、次の額とする。ただし、家畜伝染病の発生に伴う子牛セリ市の延期があった場合において、再開後最初のセリ市に限り、生産素牛として適当と認める牛を保留導入した場合、1頭当たり40,000円を別途補助する。

□ 生産素牛

ア 保留＋スーパー：200,000円／1頭

イ その他保留：150,000円／1頭

ウ 秀賞＋スーパー：70,000円／1頭

エ その他秀賞：50,000円／1頭

□ 種豚

10,000円／1頭

(補助対象経費)

第4条 優良家畜保留導入助成事業補助金は、薩摩中央家畜市場において優良家畜の保留導入に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 優良家畜保留導入助成事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 優良家畜保留導入助成事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に優良家畜導入助成事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 優良家畜保留導入助成事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子牛登記書もしくは子豚登記書
(2) 前号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 優良家畜保留導入助成事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市畜産農家の経営の安定をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 優良家畜保留導入助成事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
2 優良家畜保留導入助成事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
2 優良家畜保留導入助成事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。